

宇宙開発利用部会 国際宇宙ステーション・国際宇宙探査小委員会の設置について

令和5年6月 12 日
科学技術・学術審議会
研究計画・評価分科会
宇宙開発利用部会

1. 設置の目的

国際宇宙ステーション(ISS)について、我が国は、令和4年 11 月に 2030 年までの ISS 運用延長への参加を決定した。一方、ISS 運用終了後(ポスト ISS)の地球低軌道活動について、米国では民間商業ステーションを活用する方針であり、我が国においても、その在り方について検討を進めている。

また国際宇宙探査について、我が国は、令和4年 11 月に文部科学省と米国航空宇宙局との間で、月周回有人拠点「ゲートウェイ」のための協力に関する実施取決めに署名し、令和5年1月には、宇宙の探査及び利用等の日米宇宙協力を一層円滑に進めるため、日米両政府間で「日・米宇宙協力に関する枠組協定」に署名した。

これらの動きを受け、地球低軌道及び月・火星探査における宇宙活動の姿と、2030 年代を見据えた取組について、第 11 期の国際宇宙ステーション・国際宇宙探査小委員会において、「今後の我が国の地球低軌道活動及び国際宇宙探査の在り方(中間とりまとめ)」をとりまとめた。

これらの状況を踏まえ、ISS 及びポスト ISS を含む地球低軌道活動の在り方や、国際宇宙探査の具体的な推進方策等について、文部科学省としての考え方を明確にするべく、宇宙開発利用部会運営規則第2条第1項に基づき、宇宙開発利用部会の下に国際宇宙ステーション・国際宇宙探査小委員会(以下「小委員会」という。)を設置し、様々な観点から調査検討を行う。

2. 調査検討事項

- (1) ISS 及びポスト ISS を含む地球低軌道活動の在り方について
- (2) 国際宇宙探査の具体的な推進方策等について

3. 設置期間

小委員会の設置が決定した日から令和7年2月14日までとする。

4. その他

小委員会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令、科学技術・学術審議会運営規則、研究計画・評価分科会運営規則及び宇宙開発利用部会運営規則によるものとする。